住んでいるうちに、住めなくなったときのことを考えましょうまずは、「空家にしない」

市の実態調査で把握した空家の所有者を対象に、平成28年9月に実施したアンケート結果では、空家になった理 由の約5割が、所有者が亡くなられたり、施設に入所されたことにより「次の居住者がいない」ことでした。

自分が住めなくなったときにスムーズに引き渡しができるよう、権利関係の確認や現状に合わせた登記の変更、 相続などでの引き継ぎ方を関係者で相談しておきましょう。

□前所有者の名義になっていませんか

相続登記がなされず、登記簿の名義人が先祖のまま になっていることがあります。早めの名義確認と現状 に合わせた登記の変更をしておきましょう。

□スムーズに引き渡せる 準備はできていますか

空家になっている理由の一つに、「荷物や仏壇が置い たままになっている」ことがあります。元気なうちに身 の回りを整理してスムーズに引き渡しができるように しておきましょう。

□子どもの世代等と相談は できていますか

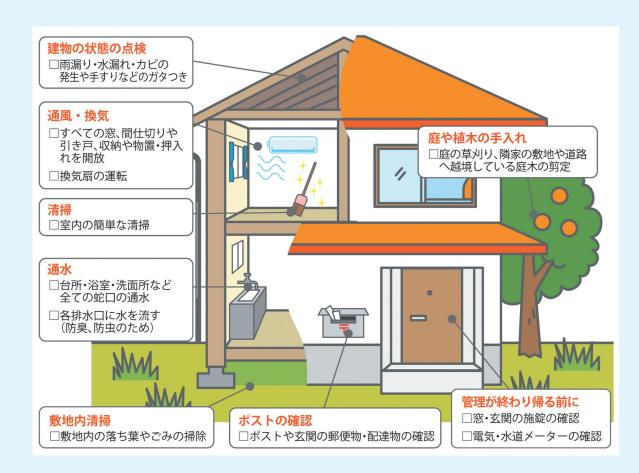
将来の相続トラブルを防ぐためにも、誰が相続・管理 するのか、費用負担等の引き継ぎ方を相談しておきま しょう。

□耐震性能は満たしていますか

昭和56年5月以前に着工した建物は、現在の耐震基 準を満たしていないことがあります。着工年と耐震基 準を満たしているか確認し、必要な場合は耐震補強工 事をしておきましょう。

定期的に痛み具合を点検・管理しましょう

人が住まなくなった住宅は、早く傷みます。通風・換気・敷地内の掃除などのメンテナンスや、壁・床・天井などの痛 み具合を定期的にチェックしておきましょう。



利用できないか考える

できるだけ空家をそのままにしておかないよう、近くの不動産業者へご相談のうえ、 賃貸や売却などによる活用を考えてみましょう。

また市では、NPO法人等と協働して、空き家バンクを開設しています。空き家バンクの 対象区域では、空家の情報を登録したり、情報提供をすることができます。

対象区域に空家をお持ちの人で、利用を希望する場合は、下記の委託先に直接お問い 合わせください。

□尾道市空き家バンク

「NPO法人尾道空き家再生プロジェクト |に運営を委託しています。 **園☎**080−5624−5067

対象区域

西土堂町、東土堂町、長江一丁目、西久保町、東久保町 および東御所町・土堂一丁目・土堂二丁目・十四日元町・久保一丁目・ 久保二丁目・久保三丁目・尾崎本町の一部 (車が入らない路地に面した空き家)

➡ 毎月1回空き家相談会を開催しています(予約不要)。 次回は9月28日(水) 10:00~16:00北村洋品店(三軒家町3-23)

□みつぎ空き家バンク

「(一社)みつぎさいこう |に運営を 委託しています。

問☎090-1358-7135

対象区域 御調町全域

空家が老朽化し管理不全な状態になってしまうと… 「特定空家等」にしない、させない

適切な維持が行われず老朽化が進み、

- ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損 なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置する ことが不適切である状態のいずれかの状態になった

市が「特定空家等」に認定する場合があります。

特定空家等に認定されると・・・

市は、状態の改善のため、「空家等対策の推進 に関する特別措置法」に基づいて、次のような 措置を行っていきます。





【注1】勧告により、住宅用地に対する固定資産税および都市計画税を減免す る特例が解除されます。

【注2】代執行にかかった費用は、所有者から徴収することになります。

空家の活用や解体の はあるの。 尾道市歴史的風致維持 において、空家の形 の を はあるの。 の再生や が再生や に

し老計

い危の

 \mathcal{O} 求しい。 助 金制

など、緊急 になります しかし しかし るとき、 X管理は所有者の 緊急の対応は 用は、所有され、公共のは、公共のは、公共のは、 有者に対応 所有者に請求が必要最低の場所へのな を だ低の お願 す 置を追 ること

はさんからいただいた情報を記められる場合は、所有者が亡くなっているなどれる場合は、所有者が亡くなっているなどをが願いします。 により、所有者が亡くなっているなどの状況を確認し、改善が必要と認めらにより を不 る

空家 &

4 広報おのみち・平成29年8月